

○野々市市低入札基準価格取扱要綱

平成20年 9 月10日野々市町告示第122号

改正

平成22年 2 月12日野々市町告示第10号
平成23年 3 月16日野々市町告示第25号
平成23年 9 月16日野々市町告示第92号
平成24年 9 月11日野々市市告示第113号
平成25年 6 月10日野々市市告示第89号
平成28年 3 月28日野々市市告示第46号
平成29年 3 月31日野々市市告示第39号
平成31年 3 月29日野々市市告示第54号
令和元年 8 月23日野々市市告示第36号
令和 4 年 3 月10日告示第20号
令和 6 年 3 月29日告示第62号
令和 6 年11月29日告示第152号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、野々市市財務規則（昭和59年野々市町規則第 1 号）第 120条第 2 項の規定により、低入札基準価格及び数値等により落札者を決定する場合の手続について、必要な事項を定める。

(対象工事等)

第 2 条 この要綱の対象となる契約（以下「対象工事等」という。）は、競争入札による請負契約のうち、設計価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるものとする。

(1) 建設工事 130万円

(2) 次に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）
200万円

ア 測量業務

イ 建築関係建設コンサルタント業務

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

エ 地質調査業務

オ 補償コンサルタント業務

カ アからオまでに掲げる業務のうち 2 以上の業務を行う業務

(低入札基準価格の決定等)

第 3 条 予算執行者（野々市市財務規則第 2 条第 4 号に規定する予算執行者を

いう。)は、対象工事等に係る予定価格を決定する場合は、低入札基準価格を併せて決定するものとし、その低入札基準価格を予定価格決定書に記載するものとする。

- 2 市長は、低入札基準価格を設けた入札を執行する場合は、あらかじめ、低入札基準価格を設けた入札である旨を周知するものとする。

(低入札基準価格)

第4条 低入札基準価格は、当該請負契約に係る設計書（予定価格の算定の基礎とした設計書をいう。以下同じ。）に基づき次の表により算定した額の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、スクラップ処分益を控除した額）に消費税及び地方消費税の額を加算したものとする。ただし、次項に定める低入札基準価格の上限額を超え又は下限額に満たない場合は、それぞれ当該上限額又は当該下限額を低入札基準価格とする。

対象工事等	低入札基準価格
建設工事 (土木工事)	(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。 以下この表において同じ。） (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
建設工事 (建築工事 及び設備そ の他工事)	(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
測量業務	(1) 直接測量費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 測量調査費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係建設 コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 特別経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係建設コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	(1) 直接調査費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
第2条第2号カの業務	対象工事等の区分ごとに算定した当該合計額を合算した額

2 低入札基準価格の上限額及び下限額は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）に次の表の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

建設工事	上限額 10分の9.2 下限額 10分の7.5
測量業務	上限額 10分の8.2 下限額 10分の6
建築関係建設コンサルタント業務	上限額 10分の8.1 下限額 10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	上限額 10分の8.1 下限額 10分の6
地質調査業務	上限額 10分の8.5 下限額 3分の2
補償関係建設コンサルタント業務	上限額 10分の8.1 下限額 10分の6

第 2 条 第 2 号 カ の 業 務	上限額 10 分の 8.1 下限額 10 分の 6
------------------------	------------------------------

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項の規定により算定した上限額から下限額までの範囲内で低入札基準価格を定めることができる。

(入札価格が低入札基準価格以上である場合の落札者)

第 5 条 市長は、低入札基準価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で低入札基準価格以上の価格をもって申込みした者であって最低の価格をもって申込したものを落札者とする。

(入札価格が低入札基準価格未満である場合の措置)

第 6 条 市長は、低入札基準価格を設けた場合において、低入札基準価格未満の価格をもって申込みした者がいるときは、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を告知して入札を終了する。

(変動型平均価格)

第 7 条 市長は、前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、変動型平均価格を定めるものとする。

2 変動型平均価格は、入札価格（予定価格の制限の範囲内の価格であって、当該予定価格に 10 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上であるものに限る。以下この条から第 9 条までにおいて同じ。）のうち最低の価格から順位を付した場合における第 1 位から入札価格の数の 6 割に相当する数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げるものとする。）の順位までの価格の平均価格（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(変動型平均価格を定めた場合の落札者)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により変動型平均価格を定めた後に、入札価格のうち最低の価格をもって入札した者に係る当該最低の価格又は当該最低の価格に係る見積内訳書（入札時に提出された見積内訳書をいう。以下同じ。）に記載されている費用について、次に掲げる数値的判断基準に該当するかどうかについて判定を行うものとする。この場合において、有効な入札価格をもって入札した者が 7 者以上であるときは第 1 号又は第 2 号に掲げる数値的判断基準のいずれかに該当するときに、有効な入札価格をもって入札した者が 7 者未満であるときは第 3 号に掲げる数値的判断基準に該当するときに、当該最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 当該最低の価格が変動型平均価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（その額

に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。次号において同じ。)以上であること。

(2) 次に掲げる基準をすべて満たすこと。

ア 当該最低の価格が変動型平均価格に10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)以上であって変動型平均価格に10分の9を乗じて得た額未満であること。

イ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用の合計額が当該最低の価格と一致すること。

ウ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用について、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める基準に該当すること。

(ア) 建設工事の場合 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている各費用の額が次の表に掲げる各費用の額を超えること。

対象工事等	数値的判断基準
建設工事 (土木工事)	(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。) (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
建設工事 (建築工事 及び設備 その他工事)	(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額 (3) 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(イ) 建設コンサルタント等業務の場合 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている各費用の額の合計額が次の表に掲げる各費用の額の合計額を超えること。

対象工事等	数値的判断基準
測量業務	(1) 直接測量費の額に10分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。)

	(2) 測量調査費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 特別経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) その他原価の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	(1) 直接調査費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	(1) 直接人件費の額に10分の10を乗じて得た額 (2) 直接経費の額に10分の10を乗じて得た額 (3) その他原価の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
第2条第2号カの業務	対象工事等の区分ごとに算定した額

(3) 次に掲げる基準をすべて満たすこと。

ア 前号イに掲げる基準に該当すること

イ 当該最低の価格に係る見積内訳書に記載されている費用について、建設工事の場合は前号ウ（ア）に定める基準に、建設コンサルタント等業務の場合は同号ウ（イ）に定める基準に該当すること。

（次順位以後の入札価格に係る判定）

第9条 市長は、前条に規定する判定により入札価格のうち最低の価格をもって入札した者が落札者とならなかった場合は、入札価格のうち最低の価格の次の順位以後の価格について順次落札者決定のための判定を行うものとする。この場合においては、判定に係る入札価格が低入札基準価格以上である場合は第5条の規定を、低入札基準価格未満である場合は前条の規定を準用するものとする。

(入札結果の公表)

第10条 市長は、第8条又は前条の規定により落札者を決定したときは、速やかにその結果を公表する。

附 則

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

附 則 (平成22年2月12日野々市町告示第10号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市町低入札基準価格取扱要綱第4条の規定は、平成22年4月1日以後の建設工事請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同年3月31日以前の建設工事請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月16日野々市町告示第25号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月16日野々市町告示第92号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市町低入札基準価格取扱要綱第4条及び第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月11日野々市市告示第113号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の野々市市低入札基準価格取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 6 月10日野々市市告示第89号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年 6 月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の野々市市低入札基準価格取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月28日野々市市告示第46号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日野々市市告示第39号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日野々市市告示第54号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月23日野々市市告示第36号）

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月10日告示第20号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日告示第62号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年11月29日告示第152号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の野々市市低入札基準価格取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告する一般競争入札又は同日以後に執行通知を行う指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は同日前に執行通知を行った指名競争入札による請負契約に係る低入札基準価格については、なお従前の例による。